

令和7年 第11回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年11月27日(木) 午後2時00分~

2. 場 所 頬娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会長

会長職務代理 2番 大隣 初美

委 員

6番	松永 克生	4番	吉崎 久男	5番	東垂水 勝秀
9番	福元 幸志	10番	松蔭 勝郎	11番	下之門 信洋
12番	山下 信一郎	13番	大坪 幸博	14番	桑代 純一
15番	桝川 明子	16番	松村 孝徳	17番	池田 慎
18番	桝山 俊孝	19番	宮原 俊郎		

4. 欠席委員(3人)

1番 本木下 裕一 3番 月野 貴大 8番 永山 明美

5. 議題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第67号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第68号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第69号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第70号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第71号 非農地証明願について
- 日程第10 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊 (欠席)
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事 務 局 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、松薦委員になりますのでよろしくお願ひいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 本日、会長は東京出張により欠席の為、南九州市農業委員会会議規則第7条第2項の規定に基づき議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、出席確認を行います。月野委員、永山委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は16名で、会議の定足数に達しております。

これより令和7年第11回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告及び事務局長諸般の報告について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、7番高江委員、9番福元委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日11月27日の1日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 資料2ページの日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事務局 説明致します。3ページからでございます。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が49件ございました。

貸人は〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

貸人主導によるもの28件、借人主導によるもの21件です。地目の内訳は、田9筆6,624m²、畑86筆139,978m²、山林等（現況畑）2筆835m²の合計97筆147,437m²で穎娃地域20件、知覧地域24件、川辺地域5件です。

以上で説明を終わります。

議員長 只今の事案について、質疑はございませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、資料9ページの日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 説明致します。資料は10ページからです。

今回は、新規認定2件、更新10件です。

新規認定の2件につきましては、知覧地域で茶と露地野菜の複合経営と甘藷専業であります。再認定の内訳としては、穎娃地域5件、知覧地域4件、川辺地域1件です。営農類型としては茶（複合含む）5件、畜産2件、花き1件、露地野菜複合2件です。

以上で説明を終わります。

議員長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、資料15ページの日程第5 議案第67号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題といたします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

16ページの審議番号1番です。関連資料は別冊1ページからになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む〇〇です。〇〇〇〇ため、農用地区域から除

外するものです。

申請地の北側は市道に、東側は宅地に、南側は畠に、西側は宅地及び畠に接しています。最高0.3m程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は溜柵及び水路へ流下させます。汚水・生活雑排水は、公共下水道へ放流します。日照・通風等については、○○であり建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。
事務局 補足説明いたします。

審議番号1番については、農用地区域からの除外となっています。農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないことから、除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第67号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料17ページの日程第6 議案第68号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。○○委員お願いします。

○番委員 報告いたします。

18ページの審議番号○番です。関連資料は別冊6ページからになります。

譲受人は、○○の○○○○○さんです。譲渡人は、○○の○○○○○さんです。

申請地は、知覧町○○字○○○○○○○番の畠○○m²で○○自治会に位置します。

申請理由等については、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長 次に、○○委員お願いします。
○番委員 報告致します。

19 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 11 ページからになります。

本件は、〇月の農業委員会総会で審議され、〇〇となった案件です。〇月の総会時に意見がありました〇〇〇〇について、事務局より申請者に伝えたところ、〇〇〇〇の報告があつたため、再度の現地調査を行いましたので報告するものです。

〇〇は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

〇〇は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番の畠 ほか 2 筆で計〇〇m²のうち〇〇m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、〇〇を営む〇〇であり、〇〇をするものです。

申請地の北側・西側は畠に、東側・南側は里道に接しています。

農地として現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流し、日照・通風等については、高さを加減し、隣接農地に日照の影響が及ぼさないよう〇〇を配置するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、20 ページの審議番号〇番です。関連資料は別冊 17 ページからになります。

〇〇は、〇番と同じです。

〇〇は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m²のうち〇〇m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請理由は〇番と同じです。

申請地の北側・東側は山林に、西側は雑種地及び畠に、南側は畠に接しています。

農地として現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流し、日照・通風等については、高さを加減し、隣接農地に日照の影響が及ぼさないよう〇〇を配置するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

最後に、現地調査における私の所見を述べたいと思います。

所見説明

以上で報告を終わります。

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

第 5 条に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号〇番の農地区分としては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上

の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在することから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号〇番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農用地区域内農地です。

今回、〇〇に供するため、農用地区域内農地の不許可の例外である「〇〇」に区分されます。

〇〇〇〇に該当することから、〇〇〇〇となっております。また、申請地が農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

本日追加で配布した資料説明。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

審議番号〇番につきましては、〇〇の案件であります。

質問、御意見はございませんか。

〇番委員 意見を述べる。

事務局 説明

議長 よろしいですか。他にございませんか。

〇番委員 意見を述べる。

議長 〇〇委員から御意見がありましたように、定期的に今後も農業委員会としては、注視していく案件だと思います。

他にございませんでしょうか。

〇番委員 意見を述べる。

事務局 説明

〇番委員 意見を述べる。

事務局 説明

議長 〇〇委員いかがでしょうか。

〇番委員 意見を述べる。

議長 事務局が説明したところですが、〇〇〇〇のような状況という事であります。

〇番委員 意見を述べる。

事務局 〇〇委員からありましたけれども、県の常設審議会で説明した内容、出された事項につきましては報告いたします。状況に応じて〇〇に相談しながら対処していくたいと思っています。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第68号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、審議番号〇番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の〇件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号については、審議番号〇番は許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の〇件については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料 21 ページの日程第 7 議案第 69 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案資料 22 ページ～28 ページ、説明資料 23 ページから 26 ページの 3 条〇〇〇〇件と〇〇〇件でございます。

まずは、審議番号〇～〇の〇〇〇〇でございます。

〇〇は〇〇の〇〇〇〇さんで、〇〇は〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請です。

地目の内訳は、田7筆 3,907 m²、畠 65 筆 82,291.05 m²ほか1筆 822 m²、合計 73 筆 87,020.05 m²です。理由につきましては、規模拡大〇件、相手方の要望が〇件、自家菜園が〇件、新規就農が〇件、経営移譲が〇件です。

10a当たりの取引価格につきましては、5 千円から 996 千円程度です。10a当たりの取引価格の平均につきましては、214 千円でございます。

地域別では、穎娃地域〇件、知覧地域〇件、川辺地域〇件です。

つぎに、審議番号〇番は〇〇〇〇でございます。

〇月の総会にて〇〇になっていた申請のうちの〇件でございます。

〇〇は〇〇の〇〇〇〇さんで、〇〇は〇〇〇〇さん ほかの申請です。

〇〇〇〇は、〇〇〇〇となっております。

農地法3条申請につきまして、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、審議番号〇番については、〇〇〇〇との関連で〇〇になった案件であります。

質問、御意見はございませんか。

〇番委員 意見を述べる

事務局 説明

議 長 他に御意見はございませんでしょうか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 69 号の審議番号〇番については、〇〇〇〇との関連がありますので、〇〇をもって許可することとし、その他の案件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

- 議長 異議なしと認めます。
- よって議案第 69 号の審議番号〇番は、〇〇〇〇との関連がありますので、〇〇をもって許可することとし、その他の案件については申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、資料 29 ページの日程第 8 議案第 70 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題としますが、私が議事参与の制限に該当するため、この議案の議長を前会長の〇〇委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 委員長 「異議なし」の声あり
- 委員長 それでは、議長を交替します。
- (席の入れ替わり。)
- 臨時議長 それでは、再開いたします。
- 日程第 8 議案第 70 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
- 事務局に提案説明を求めます。
- 事務局 資料は 30 ページからになります。
- 今回の契約開始は令和 8 年 2 月 1 日開始分となっています。
- 利用権を設定する者は〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は同じく〇〇の〇〇〇〇さん ほかです。
- 設定面積は、田 178 筆 183,917 m²、畑 134 筆 171,012 m²の合計 312 筆 354,929 m²で穎娃地域 106 筆、知覧地域 11 筆、川辺地域 195 筆となっております。
- 今回の 2 月 1 日開始分 312 筆のうち、内訳として、新規分が 29 筆、前回基盤法が 79 筆、前回農地バンクが 204 筆として、表の一番右列の前契約情報及び 42 ページに表示しております。
- 以上、全ての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
- 以上で説明を終わります。
- 臨時議長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 71 番、72 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
- 委員 質問、御意見はございませんか。
- 「なし」の声あり
- 臨時議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
- 議案第 70 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

- 委 員 「異議なし」の声あり
- 臨時議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第 70 号 に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。
- 臨時議長 引き続き、議案第 70 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
- 関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。
- 御異議ございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 臨時議長 それでは、関係委員の退室を求めます。
- (退 室)
- 臨時議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 臨時議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
- 議案第 70 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 臨時議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第 70 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
- 関係委員の入室を許可いたします。
- (入 室)
- 臨時議長 関係委員に報告いたします。
- 議案第 70 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。
- それでは、私の務めを終わらせていただき、議長を交替致します。
- (席の入れ替わり。)
- 議 長 それでは、再開します。
- 次に、資料 43 ページの日程第 9 議案第 71 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。○○委員お願いします。
- 番委員 報告いたします。
- 44 ページの審議番号 1 番です。関連資料は別冊 27 ページからになります。
- 申請人は、○○の○○○○さんと○○○○さんです。
- 申請地は、知覧町○○字○○○○○○番の畠 ほか 1 筆の計○○m²で○○自治会に位置します。
- 願人の近くの住人が畠を借りて耕作していた時期がありましたが、高齢になったため耕作しなくなり、その後、長年放置されていました。近隣の方が通行の邪魔にならないように枝を伐採していましたが、畠にする見込み

はなく山林として管理していく予定とのことです。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、44番の審議番号2番です。関連資料は別冊30頁からになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m²で〇〇周辺に位置します。

昭和〇年代後半に願人の両親が蚕の餌になる桑の葉を畠で作っていましたが、昭和〇年に父親が他界してから誰も作らなくなりました。昭和〇年に母親が他界する前から杉が植樹されていましたが、現在は、特に管理していない状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、45番の審議番号3番です。関連資料は別冊33頁からになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠ほか5筆の計〇〇m²で〇〇自治会近くに位置します。

①～④、⑥については、願人が相続にて取得した田畠ですが、願人の幼少期よりすでに山林だったとのことです。

⑤については、昭和〇年に取得しており、昭和〇年に祖父が住家・倉庫等を建築しましたが今年〇月に取り壊し、更地となっている状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、雑種地については周辺農地に与える影響及び現況に至る経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 71 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 71 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 10 「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事 務 局 今後の日程について連絡

議 長 その他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 7 年第 11 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

農政係長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 00 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 7 番

会議録署名委員 9 番
